# ○投影広告物条例ガイドライン

(平成三○年三月三○日国都景歴第五四号公園緑地・景観課長通知)

(目的)

第一条 この条例は、屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。) の規定に基づき、屋外広告物(以下「広告物」という。)のうち投影広告物について必要 な事項を定め、もつて良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危 害を防止することを目的とする。

#### (定義)

- 第二条 この条例において「投影広告物」とは、建築物等に光で投影する方法(以下単に「投影」という。)により表示される広告物をいう。
- 2 この条例において「投影機」とは、投影広告物を投影する機器及びそれに付加されたも のをいう。

#### (投影広告物のあり方)

第三条 投影広告物及び投影機は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を 及ぼすおそれのないものでなければならない。

#### (禁止地域等)

- 第四条 次に掲げる地域又は場所においては、投影広告物を表示し、又は投影機を設置して はならない。
  - 一都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域(知事が指定する区域を除く。)
  - 二 高速自動車国道及び自動車専用道路(休憩所又は給油所の存する区域のうち知事が指定する区域を除く。)の全区間、道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の 知事が指定する区間並びに鉄道、軌道及び索道の知事が指定する区間
  - 三 道路及び鉄道等(鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。) に接続する地域で知事が 指定する区域
  - 四 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第三章及び第四章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域(知事が指定する区域を除く。)
  - 五 その他知事が定める地域又は場所
- 第五条 知事が指定する場所から展望することができる投影広告物又は投影機で規則で定めるものについては、これを表示し、又は設置してはならない。

## (禁止物件)

- 第六条 次に掲げる物件には、投影広告物を表示してはならない。
  - 一 橋りよう、トンネル、高架構造及び分離帯
  - 二 信号機、道路標識及び歩道柵、駒止めの類並びに里程標の類
  - 三 その他知事が定める物件
- 2 道路の路面には、投影広告物を表示してはならない。ただし、交通を遮断する等の措置によって、道路交通の安全を阻害するおそれのない場合については、この限りでない。
- 3 次に掲げる物件には、投影機を設置してはならない。
  - 一 橋りよう、トンネル、高架構造及び分離帯

- 二 石垣、よう壁の類
- 三 街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第二条 第一項の規定により指定された保存樹
- 四 信号機、道路標識及び歩道柵、駒止めの類並びに里程標の類
- 五 電柱、街灯柱その他電柱の類で知事が指定するもの
- 六 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- 七 郵便ポスト、電話ボツクス及び路上変電塔
- 八 送電塔、送受信塔及び照明塔
- 九 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- 十 銅像、神仏像及び記念碑の類
- 十一 景観法第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条 第一項の規定により指定された景観重要樹木

#### (許可地域等)

- 第七条 次に掲げる地域又は場所(第四条各号に掲げる地域又は場所を除く。)において、 投影広告物を表示し、又は投影機を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、 知事の許可を受けなければならない。
  - 一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二章の規定により定められた景観地区、風 致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区 (知事が指定する区域を除く。)
  - 二 景観法(平成十六年法律第百十号)第七十四条第一項の規定により指定された準景観地区であって、同法第七十五条第一項に規定する条例により制限を受ける地域のうち、 知事が指定する区域
  - 三 景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域(知事が指定する区域を除く。)
  - 四 景観法第七十六条第三項の地区計画等形態意匠条例(以下「地区計画等形態意匠条例」 という。)により制限を受ける地域
  - 五 市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)第二条第二項に規定する市民農園の 区域(知事が指定する区域を除く。)
  - 六 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条又は第七十八条第一項の 規定により指定された建造物及びその周辺で知事が指定する範囲内にある地域並びに同 法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指 定された地域
  - 七 〇〇県文化財保護条例(昭和年県条例第号)第条の規定により指定された建造物及び 同条例第条の規定により指定された〇〇〇並びにこれらの周囲で知事が指定する範囲内 にある地域
  - 八 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項第十一号の規定により 指定された保安林のある地域(知事が指定する区域を除く。)
  - 九 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第百四十二号)第二条第一項の規定により指定された保存樹林のある地域
  - 十 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園及び社 会資本整備重点計画法施行令(平成十五年政令第百六十二号)第二条各号に規定する公 園又は緑地の区域

- 十一 河川、湖沼、渓谷、海浜、高原、山、山岳及びこれらの附近の地域で知事が指定する区域
- 十二 港湾、空港、駅前広場及びこれらの附近の地域で、知事が指定する区域
- 十三 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建物並びにその敷 地
- 十四 博物館、美術館及び病院の建物並びにその敷地で、規則で定める基準に適合するもの
- 十五 古墳、墓地及びこれらの周囲の地域で、知事が指定する区域
- 十六 社寺、教会、火葬場の建造物及びその境域で、知事が指定する区域
- 十七 第四条第二号の休憩所又は給油所の存する区域のうち知事が指定する区域並びに道 路及び鉄道等の知事が指定する区間
- 十八 道路及び鉄道等に接続する地域で知事が指定する区域
- 十九 第四条第一号かつこ書に規定する区域
- 2 前項各号に掲げる地域又は場所のほか、市及び次の各号に掲げる区域において、投影広告物を表示し、又は投影機を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。
  - ○○郡○○町大字○○
  - ○○郡○○村大字○○
- 第八条 知事が指定する場所から展望することができる投影広告物又は投影機で規則で定めるもの(第五条に該当するものを除く。)を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

#### (投影広告物活用地区)

- 第九条 知事は、第四条に規定する地域又は場所以外の区域で、活力ある街並を維持する上で投影広告物が重要な役割を果たしている区域を、投影広告物活用地区として指定することができる。
- 2 投影広告物活用地区において表示され、又は設置される投影広告物又は投影機については、規則で定めるところにより、景観上、安全上支障を及ぼすおそれのないものとして知事の確認を受けたものに限り、第六条、第七条及び第十三条の規定は、適用しない。

#### (投影広告物協定地区)

- 第十条 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地(これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他規則で定める土地を除く。)の所有者及び地上権又は賃借権を有する者(以下「土地所有者等」と総称する。)は、一定の区域を定め、当該区域の景観を整備するため、当該区域における投影広告物に関する協定(以下「投影広告物協定」という。)を締結し、当該投影広告物協定が適当である旨の知事の認定を受けることができる。
- 2 投影広告物協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 投影広告物協定の目的となる土地の区域(以下「投影広告物協定地区」という。)
  - 二 投影広告物の位置、面積、色彩、表示時間帯その他表示の方法に関する事項
  - 三 投影機の設置場所その他投影機の設置に関する事項
  - 四 投影広告物協定の有効期間
  - 五 投影広告物協定に違反した場合の措置

- 六 その他投影広告物協定の実施に関する事項
- 3 投影広告物協定に係る土地所有者等は、第一項の認定を受けた投影広告物協定を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、知事の認定を受けなければならない。
- 4 知事は、第一項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた投影広告物協定に係る 土地所有者等に対して技術的支援等を行うよう努めなければならない。
- 5 投影広告物協定地区内の土地所有者等で当該投影広告物協定に係る土地所有者等以外の 土地所有者等は、第一項又は第三項の認定後いつでも、知事に対して書面でその意思を表 示することによつて、当該投影広告物協定に加わることができる。
- 6 知事は、第一項又は第三項の認定を受けた投影広告物協定に係る投影広告物協定地区内 において投影広告物を表示し、又は投影機を設置する者に対し、当該投影広告物協定地区 内の景観を整備するために必要な指導又は助言をすることができる。
- 7 投影広告物協定に係る土地所有者等は、第一項又は第三項の認定を受けた投影広告物協 定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、知事の 認定を受けなければならない。

#### (適用除外)

- 第十一条 まちの活性化等に資するイベントのため、公益性があり期間限定で表示される投 影広告物及びこれを表示するために設置される投影機については、第四条、第五条、第七 条及び第八条の規定は、適用しない。
- 2 次に掲げる投影広告物又はこれらを表示するために設置される投影機については、第四 条及び第七条の規定は、適用しない。
  - 一 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示する投影広告物
  - 二 国又は地方公共団体が公共的目的をもつて表示する投影広告物
  - 三 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示される投影広告物で、規則で定める 基準に適合するもの
  - 四 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する投影広告物で、規則で定める基準に適合するもの
  - 五 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示 する投影広告物で規則で定める基準に適合するもの
- 3 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示する投影広告物で、規則で定める基準に適合するものについては、第七条の規定は、適用しない。
- 4 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する投影広告物で、第二項第四号に掲げるもの以外のものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示する場合に限り、第四条の規定は、適用しない。
- 5 案内図その他公共的目的をもつた投影広告物若しくは公衆の利便に供することを目的と する投影広告物については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示する場合 に限り、第四条の規定は適用しない。
- 6 法人その他の団体が表示する投影広告物であって、その広告料収入を地域における公共

的な取組であって知事が定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示する場合に限り、第四条の規定は、 適用しない。

#### (禁止投影広告物)

- 第十二条 次に掲げる投影広告物又は投影機については、これを表示し、又は設置してはならない。
  - 一 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
  - 二 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

#### (規格の設定)

第十三条 投影広告物を表示しようとするときは、規則で定める規格に適合しなければならない。

#### (許可等の期間及び条件)

- 第十四条 知事は、この条例の規定による許可又は確認(以下「許可等」という。)をする場合においては、許可等の期間を定めるほか、美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。
- 2 前項の許可等の期間は、三年をこえることができない。
- 3 知事は、申請に基づき、許可等の期間を更新することができる。この場合においては、 前二項の規定を準用する。

# (変更等の許可等)

- 第十五条 この条例の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る投影広告物又は投 影機を変更し、又は改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造しようとす るときを除く。)は、規則で定めるところにより、知事の許可等を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による許可等をする場合においては、前条の規定を準用する。

# (許可の基準)

- 第十六条 この条例の規定による投影広告物の表示又は投影機の設置の許可の基準は、規則で定める。
- 2 知事は、投影広告物の表示又は投影機の設置が前項の基準に適合しない場合においても、 特に必要があると認めるときは、第三十三条に規定する屋外広告物審議会の議を経て、これを許可することができる。

# (許可等の表示)

- 第十七条 この条例の規定による許可等を受けた者は、当該許可等に係る投影機に許可等の 証票を貼付しておかなければならない。
- 2 前項の許可等の証票は、許可等の期限を明示したものでなければならない。

#### (管理義務)

第十八条 投影広告物を表示する者若しくは管理する者又は投影機の所有者(占有者を含む。)若しくは使用者(以下「投影広告物の表示者等」という。)は、これらに関し必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

#### (除却義務)

第十九条 投影広告物を表示し、又は投影機を設置する者は、許可等の期間が満了したとき、若しくは第二十条の規定により許可等が取り消されたとき、又は投影広告物の表示若しく

は投影機の設置が必要でなくなつたときは、遅滞なく、投影広告物の表示を停止し、又は 投影機を除却しなければならない。

- 2 この条例の規定による許可等に係る投影広告物の表示を停止し、又は投影機を除却した 者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 (許可等の取消し)
- 第二十条 知事は、この条例の規定による許可等を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可等を取り消すことができる。
  - 一 第十四条第一項(同条第三項又は第十五条第二項において準用する場合を含む。)の 規定による許可等の条件に違反したとき
  - 二 第十五条第一項の規定に違反したとき
  - 三 次条第一項の規定による知事の命令に違反したとき
  - 四 虚偽の申請その他不正の手段により許可等を受けたとき

# (違反に対する措置)

- 第二十一条 知事は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可等に付した条件に違反した投影広告物又は投影機については、当該投影広告物を表示し、若しくは当該投影機を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は五日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。
- 2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該投影広告物を表示し、若しくは当該投影機を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行なわせることができる。ただし、投影機を除却する場合においては、五日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

# (投影機を保管した場合の公示事項)

- 第二十二条 法第八条第二項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。
  - 一 保管した投影機の名称又は種類及び数量
  - 二 保管した投影機の放置されていた場所及びその投影機を除却した日時
  - 三 その投影機の保管を始めた日時及び保管の場所
  - 四 前三号に掲げるもののほか、保管した投影機を返還するため必要と認められる事項 (投影機を保管した場合の公示の方法)
- 第二十三条 法第八条第二項の規定による公示は、前条各号に掲げる事項を、保管を始めた 日から起算して十四日間(法第八条第三項第一号に規定する広告物については、〇日間)、 規則で定める場所に掲示すること。
- 2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管 物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

# (投影機の価額の評価の方法)

第二十四条 法第八条第三項の規定による投影機の価額の評価は、取引の実例価格、当該投 影機の使用期間、損耗の程度その他当該投影機の価額の評価に関する事情を勘案してする ものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、投影機の価額の評 価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した投影機を売却する場合の手続)

第二十五条 知事は、法第八条第三項の規定により保管した投影機を売却しようとするとき は、規則で定める方法によるものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

- 第二十六条 法第八条第三項第二号及び同項第三号で定める期間は、それぞれ次のとおりと する。
  - 一 特に貴重な投影機○月
  - 二 前号に掲げる投影機以外の投影機○週間

(投影機を返還する場合の手続)

第二十七条 知事は、保管した投影機(法第八条第三項の規定により売却した代金を含む。)を当該投影機の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその投影機の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

#### (立入検査)

- 第二十八条 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、投影広告物を表示し、若しくは投影機を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして投影広告物若しくは投影機の存する土地若しくは建物に立ち入り、投影広告物若しくは投影機を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第二十九条 投影広告物を表示し、若しくは投影機を設置する者又はこれらを管理する者について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

#### (管理者の設置)

第三十条 この条例の規定による許可等に係る投影広告物を表示し、又は投影機を設置する 者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める投影広告物又 は投影機については、この限りでない。

## (管理者等の届出)

- 第三十一条 投影広告物を表示し、又は投影機を設置する者は、前条の規定により管理する 者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該管理する者の氏名又は名 称及び住所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。
- 2 この条例の規定による許可等に係る投影広告物若しくは投影機を表示し、若しくは設置 する者又はこれらを管理する者に変更があつたときは、新たにこれらの者となつた者は、 遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 この条例の規定による許可等に係る投影機を設置する者又は管理する者は、これが滅失 したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければなら

ない。

- 4 この条例の規定による許可等に係る投影広告物若しくは投影機を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 (公告)
- 第三十二条 知事は、第四条から第九条までの規定による指定をし、又はこれらを変更したとき並びに第十条の規定による認定をしたときは、その旨を公告するものとする。

#### (審議会)

- 第三十三条 投影広告物に関する重要事項を調査審議するため、県に投影広告物審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 知事は、次に掲げる場合においては、審議会の意見をきかなければならない。
  - 一 第四条から第九条までの規定による指定をし、第十条の規定による認定をし、又はこれらを変更しようとするとき
  - 二 第十一条第二項第三号、第四号若しくは第五号、同条第五項若しくは第十六条第一項 に規定する基準若しくは第十三条に規定する規格を定め、又はこれらを変更しようとす るとき
- 3 審議会は、広告物に関する事項について、知事に建議することができる。
- 4 審議会の組織、委員の任期、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)

第三十四条 別表の上覧に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町村が処理することとする。

(規則への委任)

第三十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

- 第三十六条 第二十一条第一項の規定による知事の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
  - 一 第四条から第八条までの規定に違反して投影広告物を表示し、又は投影機を設置した 者
  - 二 第十五条の規定に違反して投影広告物又は投影機を変更し、又は改造した者
  - 三 第十九条第一項の規定に違反して投影広告物の表示を停止又は投影機を除却しなかった者
- 第三十八条 第二十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。 (両罰規定)
- 第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第三十六条から前条までの違反行為をした場合において、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

(適用上の注意)

第四十条 この条例の適用にあたつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を 不当に侵害しないように留意しなければならない。

# 別表

事 務	市町村
一 法第三条から第五条まで、第七条及び第八	○○市、○○町、・・・・
条の規定に基づく条例の制定及び改廃(○○	
に関するものを除く。 )	

#### 附則

この条例は、公布の日から起算して〇月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

# ○投影広告物条例ガイドライン運用上の参考事項

#### 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、近年、プロジェクションマッピングが世界の様々な都市において盛んに行われるようになっていることを踏まえ、プロジェクションマッピングの活用を促進するため地方公共団体が必要な事項を条例で定める際の参考として発出するものである。

#### 条例ガイドライン第四条関係

- 1 第二号の規定においては、高速自動車国道及び自動車専用道路の具体名を明示することが望ましい。また、東海道新幹線鉄道、山陽新幹線鉄道、東北新幹線鉄道、上越新幹線鉄道、北陸新幹線鉄道、九州新幹線鉄道又は北海道新幹線鉄道(以下「東海道新幹線鉄道等」という。)の沿線の都府県(指定都市を含む。)にあつては、同号の規定を次のようにすることが望ましい。
  - 二 高速自動車国道、自動車専用道路(休憩所又は給油所の存する区域のうち知事が指定する区域を除く。)及び東海道新幹線鉄道等の全区間、道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の知事が指定する区間並びに鉄道(東海道新幹線鉄道等を除く。)、 軌道及び索道の知事が指定する区間
- 2 第二号及び第三号の指定は、例えば都市内の景観のすぐれた街路の区間、景観のすぐれた山岳、海浜、湖沼、河川、樹林等を通過し、又はこれらを展望できる道路及び鉄道等(高速自動車国道、自動車専用道路及び東海道新幹線鉄道等を除く。)の区間並びに当該道路及び鉄道等並びに高速自動車国道、自動車専用道路及び東海道新幹線鉄道等から展望できる区域等、特に良好な景観の形成又は風致の維持を必要とする区間又は区域について行うことが適当である。

# 条例ガイドライン第五条関係

1 本条の規定の趣旨は、一定の眺望点から望む街並、自然、名所・旧跡等景勝地の景観を 維持・整備するため、当該眺望点から見える投影広告物等について規制を行おうとするも のである。(条例ガイドライン第八条において同じ。)

## 条例ガイドライン第六条関係

1 観光名所になっている橋りよう、車両の通行のないトンネル等については、本条から除 外することや、第十一条第一項の適用除外に加えるといった対応も考えられる。

# 条例ガイドライン第七条関係

- 1 第一項第三号又は第四号の地域は、これらの規定に掲げる条例による制限の内容が景観 地区の規制と同等であると認められる場合においては、第一項第一号の景観地区と同様の 扱いとすることが望ましい。
- 2 許可地域の指定に当たつては、土地利用の状況等必要に応じて細分化し、区分ごとに許可基準を変え、地域の特性に応じた段階的な規制を行うことが望ましい。特に、景観計画 区域内における許可の基準については、景観法第八条第一項の景観計画に投影広告物の表示及び投影機の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体の屋外広告条例に基づく許可基準は、当該景観計画に則して定める必要がある。

- 3 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物及びその周辺で知事が指定する範囲内にある地域並びに同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定された地域において、投影広告物を表示し、又は投影機を設置しようとする者は、同法第四十三条第一項及び第二項、第八十一条第一項、第百二十五条第一項及び第百八十四条第一項第二号に基づく許可又は届出の手続きが必要である。
- 4 第一項第十七号前段の規定は、高速自動車国道又は自動車専用道路の休憩所及び給油所 の存する区域のうち本線から展望できない場所において表示し、又は設置される投影広告 物又は投影機であることが望ましい。
- 5 第一項第十七号後段及び第十八号の規定は、道路及び鉄道等の禁止区間以外の全区間並びに道路及び鉄道等から展望できる地域で禁止地域以外の区域(路端からおおむね五〇〇メートルないし一、〇〇〇メートルまで)について行うことが適当であると思われる。ただし、市街地内については、状況に応じ適宜措置することが必要である。
- 6 禁止地域の隣接地域は、原則として許可地域とし、禁止地域と無規制地域とが隣接する ことはできる限り避けることが望ましい。

#### 条例ガイドライン第九条関係

1 第二項の規則については、表示する面積を定めず、建物等の壁面全体への表示を可能と することが望ましい。

## 条例ガイドライン第十一条関係

- 1 第一項の公益性については、例えば以下の例のような基準により各地方公共団体で判断することが望ましい。また、期間の上限については、一ヶ月から数ヶ月程度とすることが望ましい。
  - 一 企業広告等の占める割合(企業広告等が表示されていた投影時間と企業広告等が表示されていた投影面積の積を総投影時間と総投影面積の積で除した数値をいう。)が概ね 1/3以下であること
  - 二 投影広告物の内容又は収益の用途が、学術、文化、芸術又はスポーツの振興、国際相 互理解の促進、地球環境の保全、青少年の健全な育成その他の公益に関する目的を有す ること
  - 三 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること
  - 四 法令、条例又は公序良俗に反しないこと
  - 五 関係者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成 (以下総称して「反社会的勢力」という)ではなく、なおかつ、反社会的勢力に対して 資金等を供給する、便宜を供与する等の関与がないこと
- 2 第二項第二号の国又は地方公共団体には、必要な場合には、国又は地方公共団体以外の公共的な団体を加えることとしてもさしつかえない。
- 3 第二項第三号の工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される投影広告物は、 当該工事期間中に限り表示されるもので、宣伝の用に供されていない投影広告物をいう。
- 4 第二項第四号の自家広告の基準については、一事業所当りの表示面積を、禁止地域内においてはおおむね五平方メートル以下、許可地域内においてはおおむね一○平方メートル以下とする。
- 5 第二項第五号の管理上の必要に基づく広告物の基準については、表示面積を必要最小限

度にとどめ、おおむね○・三平方メートル以下とする。

- 6 第三項の政治資金規正法第六条第一項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示 する投影広告物についての規則で定める基準は、例えば以下の例のような具体的かつ客観 的なものであるべきである。
  - 一 表示面積が○平方メートル以下であること
  - 二 表示期間が○日以内であること
  - 三 投影機に表示期間並びに表示者名又は管理者名及びその連絡先を明示していること
  - 四 表示又は掲出する場所又は施設の管理者(管理者がない場合にはその所有者)の承諾 を得ていること
- 7 第四項の自家広告の基準については、一事業所当りの表示面積を、禁止区域内において は十五平方メートル以下とする。
- 8 第五項の公衆の利便に供することを目的とする投影広告物については、近隣の施設や店舗等を案内する民間の案内誘導広告物についてもその基準を定め、当該案内誘導広告物の統一化を誘導することが望ましい。
- 9 第六項の法人その他の団体については、特段の制約はなく、法人格についても、必ずしも必要ではない。具体的には、地方公共団体、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体のほか、任意団体等が想定される。また、地域における公共的な取組とは、道路、公園その他の公共施設の整備又は維持管理、街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理、防犯又は防災活動、地域の活性化等に資するイベントの開催等、地域の状況に照らし、知事が定めるものとする。

#### 条例ガイドライン第十三条関係

- 1 投影広告物の規格は、広告物の表示又は設置の位置、面積、色彩等について定めること が望ましい。
- 2 面積、色彩等は、広告板等と同様の用途で表示される投影広告物については広告板等と 同様の規格を、イベント等のために表示される投影広告物については広告板等より緩和し た規格をそれぞれ定めることが考えられる。
- 3 商業地域等においては、表示する面積を定めず、建物等の壁面全体への表示を可能とす ることが望ましい。

# 条例ガイドライン第十六条関係

1 第一項の許可をする際には、投影機の設置場所を含め、交通安全等に支障なく、他法令に違反のない旨確認するものとする。

## 条例ガイドライン第二十二条関係

- 1 公示は必ずしも除却した投影機一件毎に必要なわけではなく、例えば投影機の種別毎、除却場所毎などにある程度まとめて公示することは差し支えない。
- 2 第四号の事項としては、例えば返還場所の連絡先、写真等が考えられる。

#### 条例ガイドライン第二十三条関係

1 第一項の規則で定める場所としては、例えば県の事務所への掲示、現場での公示、公報への掲載が考えられる。

# 条例ガイドライン第二十七条関係

1 規則で定める受領証の様式は別添様式一を参考とされたい。

# 条例ガイドライン第三十四条関係

1 景観行政団体である指定都市・中核市以外の市町村が屋外広告物条例の制定・改廃に関する事務を処理することとした場合においては、その事務の内容に応じ、法第七条及び第八条に基づく除却、除却した投影機の保管、売却、廃棄等の事務についても、地方自治法第二百五十二条の十七の二に基づき、当該市町村が併せて処理することとすることが望ましい。